

—第11回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

【中間報告の取りまとめ】

（佐藤副座長）

何名かまだ着いていない方がおり、座長も少し遅れるようだが、定刻を過ぎたので、私の方で始めさせていただく。今回は第11回の研究会ということで、中間報告の取りまとめということで、これまでの10回の議論から事務局がまとめた案をもとに議論していこうと思う。中間報告は、これまでの議論を広く県民の皆さんに伝え知っていただくためのもの。差別について取り組んでいくための素材ということで、各地でのミニタウンミーティングでも議論を深めるためのものである。

議論に先立ち、事務局から資料説明を。

（事務局：小森）

（資料確認及び出席関係課の紹介）

（佐藤副座長）

それでは、中間報告の内容の検討に入りたい。メーリングリストで中間報告案が委員の皆さんに届けられているので、時間の関係上、文を読み上げるのはやめて、事務局から全体の構成を中心に概略的な説明をいただき、その後に委員の皆さんの議論に移りたい。では事務局から説明をどうぞ。

（事務局：小森）

中間報告案の全体構成の概略の説明をさせていただく。

中間報告案は、議事概要、会議資料、これまでの議論の整理をもとに作成した。これまでの経緯として、健康福祉千葉方式、新たな地域福祉像、障害者計画、地域生活作り宣言などの内容、事例募集の結果等を記述し、研究会設置、検討経過、市川タウンミーティング。

2章は「差別をなくす取組みの全体像」として、主に議論の整理をもとにまとめている。まず、差別をなくすための取組みの意義を(1)障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する、(2)障害者や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」となる、(3)「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点となる、の3点にまとめた。次に差別をなくすための取組みの方向性、3点目に、差別とは何かという定義については、基本的考え方、差別の種類、そして、虐待の位置づけについて記した。4点目、差別はどのように生まれたかについて整理した。5点目に、どうしたら差別はなくせるか。具体的取組みとして、条例作りの法的な枠組みと、その他の取組みに分けて整理した。

最後の3章で、最終報告に向けて、今後の課題と予定について。

分野ごとの各論の扱いは、議論がまとまりきらず、研究会全体としてのコンセンサスが得られなかった点に留意し、参考資料扱いとし、今後さらに議論を深めることとしたい。

参考資料としてはそのほか、各団体との意見交換での意見、「ちょっといい話」、これまでの検討経過、タウンミーティングの開催状況等をまとめた。

(野沢座長)

遅くなりました。それでは、これから議論していくが、この場で読み上げると時間がかかるので、各章ごとに区切って委員の方から意見をいただきたいと思う。

では、前書きに当たる3～6ページの「Ⅰ はじめに」について。このままでは意見が出しにくいかもしれないので、簡単に課長からポイントの説明を。

(竹林課長)

小森からの説明と重複するかもしれないが補足して説明する。

3～6ページは、これまでの経緯を中心に、出発点は、県民と行政がともに政策を作る「健康福祉千葉方式」から始まり、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすという「新たな地域福祉像」が提唱されたことを記述した。

この流れの中で障害者計画ができ、地域生活づくり宣言が堂本知事から行われた。その宣言の中の4つの重点項目の一つに条例がある、ということが書いてある。福祉サービスの充実だけでなく、地域社会での誤解や偏見を変えていく必要がある。

研究会の前段階として、障害者差別に当たるとされる事例の募集を行い、そして研究会が設置された。それから、意見交換を行った。そして、市川でのタウンミーティングは我々の最初のヒントになったものでもあるので、東弁護士の講演内容を記述した。

(野沢座長)

健康福祉千葉方式や障害者計画など、このあたりの経緯を知っている人にはくどいほどだと思うが、それを知らない一般の人には恐らく分からないので、なぜ、千葉県が障害者差別をなくす取組みしているのか、条例を作ろうとしているのか疑問に思うだろうから、あえて詳しく記述した。これを載せることで、我々の今までの議論の説得力も増すのではないかなと思うがどうだろうか。

では、2章に移って、7～8ページの「1. 差別をなくすための取組みの意義」、いま、なぜ差別をなくすための取組みが必要なのか、ということについて。

(竹林課長)

大きく3つの点に分けた。一点目が、障害のある方自身が地域で暮らしやすくなること、二点目が、障害者の問題を県民の中でメジャーな問題に広げること、三点目が、障害者に限らず、誰もが暮らしやすい社会にすることとしてまとめてある。そして、この取組みを全国へ発信し、日本中へ広めたいということでもまとめてある。

(野沢座長)

寄せられた事例を読むと、直ちにいますぐ解決しなければならない火急の問題がある。それに応えていけるようなものを作っていく必要がある。しかし、背景にある理解不足についても、理解を広めていける一つのきっかけになればと思う。ひいては、我々がやろうとしている問題は、障害のある人だけではなく、障害のない人にも全ての人の暮らしやすさに通じる。そうすれば、問題の根底から変えていけるのではないか、というメッセージでもある。

ベビーカーの話は内山さんの話だったが、一般の人にもとても分かりやすいかなと思って載せたがどうだろう。もっと、「ここはこう変えた方がよい」「ここがこう分かりにくい」という意見でもよいので何かないだろうか。

では、また後ほど遡って話し合っても良いので、次の章に進もう。

(竹林課長)

8～9ページは差別をなくすための取組みの方向性について。1番の意義を受けて書いているが、差別される側と差別する側という対立構図ではなく、全ての人暮らしやすい社会を作っていこうという方向性を記した。障害者からも「理解してほしい」と願うだけではなく、積極的に思いを伝えていく必要があるということ。また、表面に現れた現象を抑えるだけではなく、社会の仕組みそのものを変えていける条項を盛り込んでいこうということ。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

塩野谷さんからメーリングリストに投稿があったと思うが、人権擁護法案にあった差別に関する部分と、この条例の障害者差別の部分との関係についてはどうなるか。人権擁護法案の問題と、この条例の性格の方向性の共通点や違いについて、どのような性格のものか、盛り込んだ方がよいのではないかと思うが、どうだろうか。塩野谷さんに質問されたが、私もよく分からないので。

(野沢座長)

どなたか詳しくご存知の方はいらっしゃるだろうか。鈴木先生は。

(鈴木教授)

私も人権擁護法案には勉強不足なのだが、基本的にはあらゆる差別を対象にしている障害者の問題も対象に含まれるが、もともとの対象は同和問題がメインだったのだと思う。

(竹林課長)

鈴木先生の前ではお話しづらいが、私の理解では、人権擁護法案そのものは、きっかけは同和問題だが、差別禁止の範疇は、世の中のありとあらゆる差別を対象にしている。

ただし、外国のADA法などと比べてと大きく違うのは、差別の定義が漠然としたまま

であるということ。ただ、憲法14条等と違って、民民関係(私人間関係)にも踏み込んだのは新しい点である。

機関の設置の仕方としては中央、地方ともにある。

しかし、情報が受け身なので、責任を持って書ける立場ではない。客観事実なら良いが、それより、我々の条例についてもっと書くほうがよいのでは。

(佐藤副座長)

人権擁護法案について、法律の世界と条例の世界の話は、この研究会でも問題になった。この法案と条例の中身が全く抵触する場合は議論になると思うが、矛盾するか否かも分からないのに、中間報告の段階で議論してもしかたない。

我々がリードする形で議論すればよいのでは。

(野沢座長)

私も一言。一度3年前に人権擁護法案は廃案になったが、関係団体からヒアリングが一度あった。私も呼ばれて意見を述べてきた。その当初は、やはり同和問題がメインだったが、その後、障害者問題もついでに入った。

報道被害についても盛り込まれていて、メディアのほうは「報道規制につながり危ない」と騒いだ。私は、どちらの立場に立って話せばいいか悩んだ。同和問題や障害者など人権問題に関わってきた人からは、「運営主体が法務省の外局では機能しない」ということで問題視した。

少なくとも、現状は「障害者の差別はいけないんだ」という法律がないので、それ自体は画期的だと思った。しかし法務省の外局というのは不安があった。法務局も余り機能していなかったし、内部告発する人を処罰するおそれもあった。もう少し独立した機関を作った方がよいのではないか。

これは与党の中でも意見が分かれている。簡単には成立しないのでは。これからまた再提出するだろうが、まだ時間かかる。我々がいいものを作ることで国をリードするくらいでいいのかな、とも思う。

(鈴木教授)

例えばマイノリティの問題についても幅広く議論している。障害者についても各論的にしている。全体の課題があり、それと別に障害者の問題を議論する形になっている。

矛盾はしないが、障害者の問題だけが取り出されているのが国連の状況である。佐藤先生がおっしゃるように、ここでの議論をどうするかが重要。基本的な方向は、人権擁護法案とは矛盾しないし、制度設計の中で議論していけばよいのでは。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

わかりました。国連の人権に関する部分で勧告されたのは、障害者に関する部分か、それとも人権全体なのか。

(鈴木教授)

勧告というのは、人権規約委員会では、全体の状況についてレポートする。それに対して、各国がカウンターレポートなどで反論する。勧告も抽象度が高いケースが多く、命令的でない、もどかしい表現のケースが多い。国内法的には受け止める側の裁量が大きいものなので、条例は条例で別に議論すればよい。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

例えば、という具体例が非常によい。例えば9ページ。思いを伝えること、についても「例えば」の例があるとよい。一つずつ、できれば具体例を入れていただければよいと思う。

(野沢座長)

では、木村委員の場合はどのような具体例があるだろうか。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

一般に精神障害の場合は、社会に対して障害を隠さなければならないという状況にあるために、意見を表明しにくい。精神保健の問題をも含めて、学校教育の段階から入れるしかない。なぜ表明できないのか、というようなことも入れていけると良い。

(野沢座長)

「必要がある」というのはかなり強い書き方である。ただ、その前に、根拠にできるのではないかと思ったがどうだろう。

(近藤委員)

具体例がないとき、環境が重要なので、障害者の議員を入れるように、というように具体的に持っていけばよい。かなりの時間を書いて聞いていただけるように。色々な委員会の中で発言していく中で盛り込んでいけるようにしていけばよいのでは。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

精神障害の場合、連絡協議会を立ち上げようとしたが、やはり難しい。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

手話通訳の派遣に制約がある。障害者手帳がないとできない。話す権利に行政によって制限がある。職場でも話したいときに筆談ですることはできない。なので、発言する権利作りに配慮していただきたい。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

さきほど座長からあった、「必要がある」という書き方に大賛成。精神障害の事例も30事例ほどしかない。厳しいことをいうようだが、当事者や家族が自ら発言していくかと思う。誰かがやらなければならない。

(野沢座長)

逆の意見もあるかと思っていたが、どうだろう。機会だけでなく、環境を整える必要もある。手話通訳の問題や、知的障害者にわかりやすいように伝えるのが難しい。その辺のことを盛り込めると良い。

では内山さんからの意見は。

(内山委員)

方向性ということに、教育についての知り合う機会に関して。子どもの時から知らないままに育っているのが問題なので、意義よりも方向性に盛るべきではないか。

(竹林課長)

8ページに入れてみたがどうだろうか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

「環境作りに配慮する必要がある」という文章ではどうか。

(野沢座長)

その心は。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

障害者側からの表現が一方通行的。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

具体例を出した方がよい。具体例として、「配慮された空間や環境」が必要かもしれない。環境、という単語をそういう意味で取ったので。

(佐藤副座長)

責任だけを押しつけられるイメージがあるので、変えない形でただし書きの意味を活かす方向で訂正してはどうか。

(野沢座長)

議論してきた我々はよいが、一般の人に読んでもらったときどうかと思われるかも。ミニタウンミーティングで議論して揉むと面白いかもしれない。

(佐藤副座長)

人間・存在を認めることが出発点、ということは大賛成で、「例えば」を設けることに異論はないが、上の文章と具体例がそぐわないのではないか。

どう変えるか。人を傷つけている場合だけではなく、そこに傷ついている人がいることに気付くことが大事という文章に変えてはどうか。

(野沢座長)

「例えば」のほうを変えたらどうか。

(成瀬委員)

長野新幹線の話だが、駅で荷物用のエレベータで運ぶということを思い出した。

アジア太平洋障害者の10年の準備の時に、韓国の有名な医者が精神障害は障害じゃないと言い張った。こういう考え方は非常に多い。「インドのホームレスの中にも障害者がいるのでは」と問題提起したが、インドの学者から疑問を挟まれた。障害者の中にも「あれは違うんだ」というような住み分けがあるのではと、ひやっとした。そういうのは、これから問題にしていかなければならない。そういうことがなくならない限り、本当の差別をなくす取組みはできないと思う。

午前中読んだ「愛犬の友」という雑誌に、補助犬を入手しようとしてできず自殺を試みた女性の話が載っていた。で、自分が訓練士になればいいと思って頑張っているという。

ベビーカーで傷つくのは分かりやすいが、総武線に乗ったとき、「車いすで電車に乗るのは非常識」といわれた。成田空港の障害者用エレベータに乗ったとき、威張るなといわれた。こないだの台風の時も障害者は非常に苦労したのではないかと思った。

(白川委員)

以前、竜円さんがおっしゃった「お子さん、大変ですね」と言われて、受ける側にとっては苦痛だという。この例に合うのではないか。

(小林委員)

意見の整理ができてないが、9ページの下の方に、「社会の仕組みを変えていける仕組み」ということに、どう変えていくかが抽象的。目に見える条項になりにくいと思う。その下に、ホテルやレストランに話が出てくる。

そこで問題となるのは、今我々の検討しているのは、差別防止条例なのか、権利擁護条例なのか、という視点が混在してしまっている。それで、「例えば」の具体例の方向性が変わってくる。

差別防止条例は「例えば」の小学校教育の中に、障害者の問題を扱うとか、社会啓発に具体的にどう取り組むか、ということを含めることになる。権利擁護条例では、実際に、そういう障害を持っている方からの、手話通訳が規制があって使えない、とか、駐車場のスペースがどうであるとか、困っている人を助ける方向性の2つに分かれる。

混ぜると議論が混乱してしまう。そこを踏まえていかないと、焦点が絞りにくい。結果的には同じことかもしれないが、統合する前の整理が必要なのではないかと思う。

(成瀬委員)

確かにそのとおりだと思うが、法律で社会参加できるにもかかわらず、それが守ら

れない状況にあることは、また別立てで考えないといけないと考える。

似たようなことを言っているのかと誤解されないために、伝えるという努力がないといけない。そうでないと、例えば、「〇〇障害は得なのね」という考え方をされたら大変だと思う。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

権利擁護条例と差別防止条例ということだと、権利擁護条例のほうが幅が広いのではないか。

(小林委員)

焦点があっちに行ったり、こっちに行ったりという印象がある。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

私はコインの裏表というように思うが。

(高梨副座長)

誰にも差別のない世界が最終的な到達点であるが、とりあえず、障害者の問題を皮切りに、差別問題をみんなで考えようという一歩が重要。小林委員がいうように、あるていど共通認識が得られる段階では、権利擁護という視点が必要だが、コンセンサスが得られない段階では、差別をなくしていこうという取組みが、ひとまず重要。現段階であまり詳細な議論をしても、社会全体の認識がついてこないのではないか。若干物足りない気もするが、これも努力の過程と理解している。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

人権擁護法案の議論の中に、権利という言葉を使うことが差別につながる、という意見もあった。

事例が多数あったが、健聴者側が、損をしているという考えを持っている。はっきり言われたことがある。「あなたがた障害者のために我々は大変な思いをしている。」という話をされる。色々経験があるが、健聴者側に「差別を受けているのは我々」という意識のずれがある。小林委員の言うことも、一つの過渡期にあると思う。問題提起としてはありがたく思う。

(西村委員)

話題が変わるが、9ページについて。人間一人一人に自分の存在を認めてもらいたい、という思いが、他人に対して以前に、本能的な自己愛としてあるものだと思うので、他人も同じ思いがあることに思い至ることが必要では。

(小林委員)

文字としてのレポートが必要になると思う。中間報告案を見ると、それが、県民に対

する問題提起、提言、という形が強いのではないか。審議会答申の提言になってしまうのではないか。県としての姿勢を出した条例になるのか。

(野沢座長)

タウンミーティングでの議論のたたき台としての性格が強いものだと思う。

(内山委員)

知り合う場を作ることは、結果としての意義ではなく、方向性の中に持っていきたい。もっと意識して努力しないといけない。

(竹林課長)

構成を変える必要もあるかもしれない。

(野沢座長)

文中に「差別される側 vs 差別する側ではなく」というのがあがるが、対立してでも解決していかなければならない問題がやはり存在するのは否定できない。

一方で、一般の人が障害者の差別問題に関して持っているイメージは、やはり、「重い問題、怖い問題」ということもある。厳しい表現も必要だが、どちらが良いのか悩んでいる。

時間がないので10ページに移りたい。

(竹林課長)

差別の定義は大事なことだが難しい。

(野沢座長)

人権擁護法案でも問題になったが、差別の定義がはっきりしていない。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

「冷たい目で見られる」ということだが、精神障害は自分から言わなければ外見から分からない人も非常に多い。家族も含めた意識改革が必要。社会的なバイアスがあり、「自分が精神障害者だから本当はバカにされているのではないか」といった脅迫的な妄想を抱いてしまう原因にもなっている。

(野沢座長)

市川でのタウンミーティングでも思ったが、ほかにも分け方はないか。また、虐待についても意見があると思うがどうか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

木村委員に意見を付け足したい。私も手話をして初めてろうと分かる。外見では区別ができない。家族から「聾者とわかってしまうので手話をするな、変な声を上げる

な」と言われたり、障害者と見られないように、という意識をし、無理してスタイルを作ってしまった。

(野沢座長)

ほかには意見は。

(高梨副座長)

私にはよく分からないが、障害はある種の個性である。それが、社会の中で決してプラスではないから、個性として認識しにくいと思うが、では女性はどうか。女性は女性らしさを認められている。障害のある方がありのままに認められていない状況があることが問題だと思うのだが。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

具体的な話をしたい。ふれあいホームで社会的入院をしている方を家に帰したが、「ホームヘルパーをお願いします」と言っても、精神障害者は、(ヘルパーが)2人でないとだめという。「怖い」と言われる。そういう社会のギャップをどうしていけばいいのか。

意識改革の問題は、まさに教育・啓発の問題だと思う。例えば、私が何か意見を言ったときに、「変なことを言うのは精神障害者の家族だからだな」などと思われてしまうことがあった。そこで、だからこそ、極めて難しい酷な話だが、当事者やその家族が声をあげなければならない。

(横山委員)

私自身もまだ障害を受容しきれていないのではないかと思った。私は22歳のときに発病し、私の人生の中ではまだ11年しか障害者をしていない。だから、私は「障害は個性」とは言い切れない。

私はNHKで3,000人の前で精神障害者であることを発表したもので、近所に住んでいる人も当然知っている。私が出かけると、挨拶がてら「今日はどこに行くの?」と声を掛けてくれる人もいるが、「精神障害者がどこかへ出歩いている」と思われているのかもしれない、と考えてしまう。

佐倉の精神障害者作業所は、偏見のためボランティアに来てくれる人がいなかった。手話サークルの方が来てくれて、ボランティアセンターから目的外活動だと言われても「誰も行かないから私たちが行っているんだ」とけんかをしてまでボランティア活動に来てくれた。

少しでも分かる人が他の人を引っ張っていかないといけない。

(西村委員)

木村委員と横山委員の話を聞いていて、差別する人個人だけではなく、社会の意識の問題だと思う。入院している人は「帰ってきてくれるな」と言われる。精神障害が分

かってしまうことで、家族など周りの人が不利益を受ける、それは家族の意識だけでなく社会の意識の問題。

(野沢座長)

社会意識や伝統的価値観、地域風土など、重要な問題だと思う。

この研究会の場にずっといるとつい忘れてしまうが、一般の人にとっては「何が差別なの?」「障害とは何なの?」ということ、それが重要ではないかと思う。

(内山委員)

差別をやっている人が悪い、というような構図を作らない方が良いと思う。

(竹林課長)

なるべく、「ここをこう直してほしい」「ここはここに移すべき」というように具体的に言ってほしい。委員同士でも同じ方向性を持っているようで、具体的文言に落とし込んだときに違うイメージを持っている場合があり、同じ問題を議論し直すこともあるので、なるべく具体的文言を明らかにした方がよい。

(野沢座長)

地域福祉支援計画のときは、具体的な意見を言うように事務局にお願いされたが、この事務局が優しいので、つい甘えてしまった。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

差別をする人の社会観・人生観の問題ではないか。

(野沢座長)

それはわかるが、結局個人の問題に戻ってしまう。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

この場で文言を細かく詰めるのは厳しいと思う。

(野沢座長)

条例を作るからには、「障害者」という文言の意味を考えなければならない。顔にあざなどのある人の「ユニークフェイス」という団体があるが、特に運動などの機能面に障害があるわけではない。しかし、私はそういう人も当然障害者に含めていった方がよいと考えるけれども、例えば、そういう人たちも対象に含めるのかどうか、それを文言にどう落とし込んでいけるのかという問題がある。

時間がないので、最後まで駆け足で議論したい。

(竹林課長)

では、「4. どうして差別が生まれたか」について。

(野沢座長)

条例というよりは補足する内容になる。

(高村委員)

○の4番目と6番目について、「ふれあう」というのは、性質の違う人がふれあう、というニュアンスがある。「別の存在だからふれあう」というイメージを持ってしまう。

○の4番目は、「分離していることで、一緒に育ち、学ぶ機会が少ないことが挙げられる。」○の6番目は、「同じ値打ちを持つ子どもとして」というように書き換えてもらいたい。

(竹林課長)

では、「5. どうしたら差別はなくせるのか」について。

(野沢座長)

このあたりは、具体的に条例案を作っていくときのコンセプトの整理になる部分だと思う。

(西村委員)

不勉強なので教えてほしいが、「救済の仕組み」というのは法律用語では一般的な語だと思うが、一般的には「救済」というとかなり語感がものものしい。何かの訳語なのだと思うが、説明を伺いたい。

(竹林課長)

権利侵害が起きたときに侵害から回復する、といったような意味なのだが、口語で使うときの感覚とは異なるので、違和感があるかもしれない。

(佐藤副座長)

もともとは、remedyという英米法概念。権利が侵害されたときに侵害をなくす、ということよりも広がって、新たに権利などを打ち立て実現する、というニュアンスもある。

専門的には、ここでの「救済」という語の使い方はむしろふさわしいと思うが、「解決」でも「救済」でも何でも、わかりやすい自然な言葉を使って良いのではないかと思う。

(鈴木教授)

西村委員の言ったことはかなり大事なこと。結論は佐藤先生の言ったことと同じだが、例えば、adjustment(調整)という語も、ハードな白黒をはっきりつけるという解決ではなく、広い意味でとってはどうか。

(竹林課長)

「解決のための手段」というような書き方で良いのではないか。

(内山委員)

中の文章ではないが、サービスの量や、予算のことには触れないということは、一般の目からはかなり違和感があるのでは。

(竹林課長)

これについては、参考資料に移った福祉分野の26ページに記述した。

ただ、個人的には、サービスの量や予算は福祉サービスのみに関わるのではなく、労働や医療にも関わるので、総論部分に持ってくるのがよいと思うが、研究会での議論の整理において、総論ではなく福祉の各論に持っていくべきという意見が多かったので移した。文中での位置とともに内容面での適否でも議論があれば言ってほしい。

(野沢座長)

そのあたりも考えていきたいと思う。

(竹林課長)

小林委員からもあったが、中間報告の位置づけと今後の進め方について記述。

いろいろな各層から集まっていたが、それでも30名。議論が固まりきらないうちに、あえて研究会の議論を県民に明らかにしたい。小林委員の言ったことは、固まる前にあえて県民に提案したいと思う。

(野沢座長)

その点も含めて議論したい。

(竹林課長)

この場で議論するのは不可能だと思うが、盛り上がる場面かと思う。あえて、コンセンサスが得られていないことを資料として県民に提案したい。案などを細部まで固めてから提案して、根本的な方向性から県民全体に反対されては取り組みが空中分解してしまう。

(野沢座長)

これらはいくまで「差別された」という一方から寄せられた事例を分析したものなので、帰って読み直していただいて検討してみてもよいのでは。

(小林委員)

少し戻るが、「どうして差別が生まれたか」について、当たり前のことだが、戦後の価値観の変化や、人命軽視などの社会的価値観にも触れた方がよいのでは。ただ、あまりくどくど書いても仕方ないと思うが。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

異質なものを排除しようとする、社会の本質的な問題に触れる必要もあるかもしれ

ない。人間は、自分と同様のものを取り込んで、異質なものを排除したがる傾向があるものである。

(横山委員)

全く別の問題だが、4月開催の第1回聴覚障害者ミニタウンミーティングは「みみしお」の記事では180人、会場発表でも150人いたはず。資料では100人となっているので、確認してほしい。

(事務局:小森)

人数については確認して訂正する。

(野沢座長)

メーリングリストなどを積極的に活用して議論し、意見を交換してほしい。

次回の第12回研究会は8月8日、場所は同じく5階大会議室。では、本日はこれにて終了としたい。ありがとうございました。

---第11回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---